

○田辺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

平成17年 5 月 1 日条例第41号

改正

平成18年 3 月31日条例第29号

平成18年12月28日条例第51号

平成20年 7 月14日条例第21号

平成22年12月28日条例第30号

平成23年10月 7 日条例第20号

平成25年 3 月29日条例第39号

平成26年 3 月31日条例第10号

平成26年 7 月11日条例第17号

平成27年 3 月31日条例第14号

平成27年 3 月31日条例第15号

平成27年 3 月31日条例第16号

平成28年12月28日条例第24号

平成30年 3 月30日条例第 3 号

平成31年 3 月29日条例第15号

令和 4 年 3 月30日条例第 8 号

令和 5 年 3 月31日条例第 2 号

令和 6 年 3 月29日条例第 3 号

令和 6 年 3 月29日条例第16号

田辺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の 2 第 5 項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

第 3 条 新たに特別職の職員となった者のうち、年額をもって定めるものにあつてはその月から、月額をもって定めるものにあつてはその日から、日額をもって定めるものにあつてはその執務し

た日数に応じて、報酬を支給する。

第4条 特別職の職員が退職、罷免又は死亡により特別職の職員でなくなったときは、年額をもって定めるものにあつてはその月まで、月額をもって定めるものにあつてはその日まで、日額をもって定めるものにあつてはその執務した日数に応じて、報酬を支給する。

第5条 前2条の場合において、年額で定める報酬については、その年度の最初の月から支給するとき以外のとき、又はその年度の最終の月まで支給するとき以外のときは、月割りによつて計算し、月額で定める報酬については、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

第6条 特別職の職員の報酬の支給期日は、次に定めるところによる。

- (1) 別表第1号から第4号までに掲げる職員 毎月10日
- (2) 別表第5号、第6号、第19号及び第20号に掲げる職員 6月、9月、12月及び3月のそれぞれ25日
- (3) 別表第10号及び第21号から第24号までに掲げる職員 3月25日
- (4) 別表第13号に掲げる職員 勤務した日
- (5) 別表第14号及び第15号に掲げる職員 9月及び3月のそれぞれ25日。ただし、加給金については、任命権者が市長と協議の上定める日とする。
- (6) 別表第17号に掲げる職員 奇数月の25日
- (7) 別表第16号及び第28号に掲げる職員 その都度任命権者が市長と協議の上定める日
- (8) 前各号に掲げる職員以外の職員 勤務した日の属する月の翌月10日又は勤務した日

第7条 報酬は、選挙管理委員会の委員、選挙長、投票所若しくは期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所若しくは期日前投票所の投票立会人、開票立会人又は選挙立会人で、市職員のうちから選任されたものに対しては、支給しない。

(費用弁償)

第8条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給するものとし、その額は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、田辺市職員等の旅費に関する条例（平成17年田辺市条例第46号。以下「旅費条例」という。）の規定の例による。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年田辺市条例第11号）、龍神村非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例（昭和36年龍神村条例第 1 号）、中辺路町報酬及び費用弁償条例（昭和31年中辺路町条例第18号）、大塔村報酬及び費用弁償条例（昭和31年大塔村条例第 9 号）又は本宮町報酬及び費用弁償条例（昭和36年本宮町条例第 9 号）（以下「合併前の条例」という。）の規定により支給し、又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年 3 月31日条例第29号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年12月28日条例第51号）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。（後略）
- 2 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により収入役がその任期中に限り、なお従前の例により在職するものとされる間、第 3 条の規定による改正後の田辺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「非常勤特別職報酬条例」という。）別表の規定（中略）は適用せず、第 3 条の規定による改正前の非常勤特別職報酬条例別表の規定（中略）は、なおその効力を有する。この場合において、第 3 条の規定による改正前の非常勤特別職報酬条例別表（中略）中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則（平成20年 7 月14日条例第21号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日〔平成20年 9 月 1 日〕又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成22年12月28日条例第30号）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の田辺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給し、又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償については、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月 7 日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日条例第39号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日条例第10号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月11日条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第14号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第15号）

- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。
- 2 改正法附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の田辺市職員定数条例第1条の規定、第2条の規定による改正後の田辺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第3条の規定による改正後の田辺市長等の給与に関する条例第1条から第3条までの規定、第4条の規定による改正後の田辺市教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の田辺市修学奨学金貸与条例第14条第2項第3号の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の田辺市職員定数条例第1条の規定、第2条の規定による改正前の田辺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第3条の規定による改正前の田辺市長等の給与に関する条例第1条から第3条までの規定、第4条の規定による改正前の田辺市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定及び第5条の規定による改正前の田辺市修学奨学金貸与条例第14条第2項第3号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年3月31日条例第16号抄）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日条例第24号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第15号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日条例第8号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月31日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年３月29日条例第３号抄）

１ この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年３月29日条例第16号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第２条、第８条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
(１) 教育委員会の委員	月額 78,500円	旅費条例に定める副市長の例による。
(２) 選挙管理委員会の委員		
委員長	月額 31,200円	
その他の委員	月額 28,000円	
(３) 公平委員会の委員		
委員長	月額 17,200円	
その他の委員	月額 12,900円	
(４) 監査委員		
識見を有する者のうちから選任された委員	月額 82,800円	
議会の議員のうちから選任された委員	月額 32,300円	
(５) 農業委員会の委員		
会長	月額 45,000円	
会長職務代理者	月額 35,000円	
その他の委員	月額 32,000円	
(６) 農地利用最適化推進委員	月額 16,000円	
(７) 固定資産評価審査委員会の委員	日額 12,900円	
(８) 情報公開・個人情報保護審査会の	日額 12,000円	

委員		
(9) いじめ問題専門委員会及びいじめ問題再調査委員会の委員	日額	20,000円
(10) 国民健康保険運営協議会の委員		
会長	年額	36,600円
その他の委員	年額	32,300円
(11) 介護認定審査会の委員	日額	27,000円
(12) 水道事業経営審議会の委員	日額	6,500円
(13) 選挙長、投票所及び期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所及び期日前投票所の投票立会人、開票立会人並びに選挙立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に定める額	旅費条例に定める市長、副市長及び教育長以外の職員の例による。
(14) 消防団の団員		
団長	年額	150,000円
支団長	年額	96,000円
副支団長	年額	67,500円
分団長	年額	57,500円
副分団長	年額	47,500円
部長	年額	43,500円
班長	年額	40,000円
団員	年額	36,500円
災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出動	1日	8,000円
	ただし、出動が7時間45分を超えるときは、1時間（1時間に満たない端数時間は、1時間とする。）増すごとに最低賃金法（昭和34年法律第137号）第10条第1項の規定により決定された	

災害以外に関する出動	和歌山県の地域別最低賃金に相当する額（以下「和歌山県地域最低賃金額」という。）を加算する。 1回 2,200円 ただし、出動が1時間を超えるときは、1時間（1時間に満たない端数時間は、1時間とする。）増すごとに和歌山県地域最低賃金額を加算する。
(15) 交通指導員	
交通指導員会の支部長及び支部長補佐	年額 36,000円
その他の交通指導員	年額 24,000円
出動加給	1回 2,750円
(16) 鳥獣被害対策実施隊員	1回 4,000円
(17) 地籍調査推進委員会の委員	日額 8,000円 ただし、勤務時間が4時間を超えないときは、4,000円とする。
(18) 社会教育委員	日額 6,500円
(19) 地区公民館長	年額 322,500円
(20) 公民館の分館長	年額 162,000円
(21) スポーツ推進委員	年額 32,300円
(22) 教育支援委員会の委員	年額 19,400円
(23) 文化財審議会の委員	年額 25,800円
(24) 図書館協議会の委員	年額 19,400円
(25) この表に掲げる附属機関以外の附	日額 6,500円

属機関の構成員		
(26) 財産区管理会の委員	日額 6,500円	
(27) 田辺周辺5市町障害支援区分認定等審査会の委員	日額 20,000円	旅費条例に定める副市長の例による。
(28) 前各号に掲げる者のほか、臨時又は非常勤の委員、嘱託、顧問等の職にある者	その都度任命権者が市長と協議の上定める額	その都度任命権者が旅費条例の規定により、市長と協議の上定める額